和光市
健康づくり
基本条例

平成25年４月１日施行

健康づくりで
わたしも地域も
元気に！

今回和光市では、市民の皆さんの健康増進を図るため、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び関係団体等の方々との協働により、地域が一体となって計画的に推進することを目指し、この条例を制定しました。

和光市キャラクター
「さつきちゃん」

和光市イメージキャラクター
「わこうっち」

埼 玉 県　和 光 市

和光市健康づくり基本条例

今、なぜ「健康づくり」？

健康は「生活の質」を高めます

健康は、いきいきと安心して生活したり、自己実現を図るための基となるものです。

市民の皆さんが健康であることは、皆さんの生活の質（QOL）が高まるだけでなく、市全体の福祉の向上につながります。

地域課題の改善・解決への取組み

さらなる少子高齢化の進展を見据え、効果的に健康づくりを推進するため、生活習慣病やこころの病気で医療にかかる方、地域で孤立する方等が、市内のどの地域にどの程度いるのかといった状況（地域課題）を明らかにし、これらの改善と解決を図る取組みを進めていきます。

健康づくりのキーワード「ヘルスソーシャルキャピタル」

ヘルスソーシャルキャピタルとは、「地域における健康に関する課題を、市民、事業者、関係団体等の参加により改善・解決するための総合的な力」をいいます。和光市では、健康づくりを地域が一体となって、計画的に推進していくことが大切であると考えています。

条例の制定により、ヘルスソーシャルキャピタルの活用を推進し、地域における信頼とつながりを強め、孤立予防等の取組みにより「健康都市わこう」の実現を目指します。

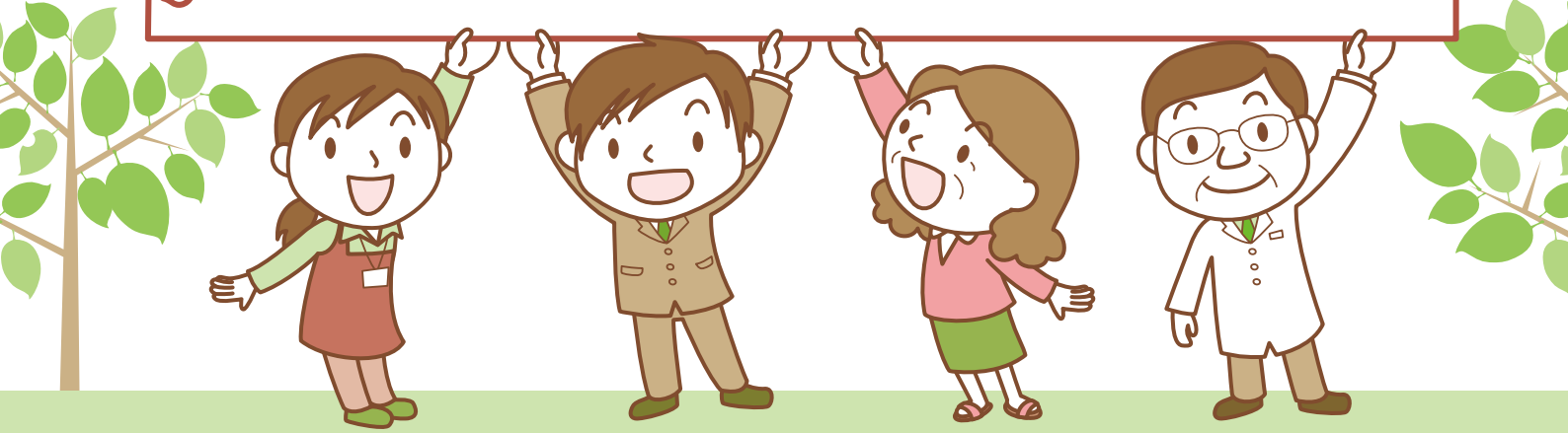

「ヘルスソーシャルキャピタル」を高めて誰もが健康に暮らせるまちに

市民の方々

- まずは、健康づくりに関心をもちましょう
- ご自身の健康状態にあわせた健康づくりの取組みを（毎年健診を受けて、生活習慣を見直す 等）

市内事業者

- 従業員の健康に配慮しましょう
- 市の健康づくり施策の推進に協力するよう努めましょう

連携・協働

市内保健・医療・福祉関連事業者・団体

- 活動は健康づくりに配慮しましょう
- 市の健康づくり施策の推進に協力するよう努めましょう

和光市

市は、皆さんとの協働のもと、以下の２つの取組みに力をいれて健康づくり施策を推進します。

ヘルスアップ

健康増進や病気の予防に関する取組み

- スポーツ奨励・保健指導
- 介護予防・予防医療
- 予防接種・孤立予防　等

ヘルスサポート

病気の進行と重症化を防ぐための取組み

- 疾病重症化予防のサポート
- 医療・介護給付費の適正化

等

２つの取組みを進めるためのアクション

- 健康づくりに関する情報の提供など
- 地域における健康に関する課題を明らかにし、「わがまち・わが地域の健康づくり」を進めるための目標を設定
- 市民及び事業者等を対象とした「ヘルスサポーター養成講座」による健康づくり推進のための人材の育成
- 健康づくりに関する施策を総合的に調整するため、組織や制度の縦割りを解消した計画の推進体制（シームレス会議）を整備

和光市健康づくり基本条例の概要

目　的 （第１条）

市が行う健康づくりに関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民の健康増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与する

定　義 （第２条）

事業者　市内で事業活動を営む者

関係団体等　市内で保健、医療及び福祉に関する活動に従事する者及び団体

健康づくりの基本理念 （第３条）

健康づくりは市民一人一人の心身の状態等にあわせて、生き生きと健やかに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われなければならない

健康づくりは市民一人一人の健康が生活の質の向上に不可欠であることを認識して推進されなければならない

健康づくりは市民、事業者、関係団体等及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない

市の責務 （第４条）

市民、事業者及び関係団体等と協働して健康づくりに関する施策を包括的に推進しなければならない

市民の責務 （第５条）

主体的に健康づくりに関心を持ち、自らの健康状態に応じた健康の保持及び増進に関する取組を行うよう努めなければならない

事業者の責務 （第６条）

その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない

関係団体等の責務 （第７条）

関係団体等は、その活動に当たっては健康づくりに配慮するとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない

健康づくりの推進に関する取組 （第８条）

市は、健康づくりに関する施策を推進するため、次に掲げる取組を行う

ヘルスアップ	ヘルスサポート
健康増進及び疾病等の予防に関する取組	疾病等の進行及び重症化を防ぐための取組

調査及び分析 （第９条）

市長は、健康づくりに関する地域の課題を明確にするため、別に定める区域ごとに、市民の健康状態等に関する調査及び分析を行う

目標の設定 （第10条）

市長は、健康づくりに関する施策及び事業の推進に資するため、健康づくりに関する目標を定め、当該目標及びその結果を公表する

連携及び協働 （第11条）

市は、市民、事業者及び関係団体等と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策及び事業を実施するよう努める

情報提供等 （第12条）

市は、市民、事業者及び関係団体等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行う
また、健康づくりの推進のために必要な情報を提供するよう求めることができる

推進体制の整備 （第13条）

シームレス会議を設置し、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備する

ヘルスサポーターの育成 （第14条）

健康づくりに関する施策の推進を図るための市民ボランティアとして、ヘルスサポーターを育成する

ヘルスソーシャルキャピタル審議会 （第15条）

市長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項を調査審議するための市長の附属機関（設置目的、組織構成、委員任期、会議に関する事項など）を置く

和光市　保健福祉部　健康支援課
住所：和光市広沢１－５　Emailアドレス：d0400@city.wako.lg.jp　TEL：048(424)9128

（平成25年３月発行）